

答 申 書
(答申第152号)
平成24年11月5日

1 審査会の結論

別紙1の1に掲げる開示請求に対し、実施機関が行った公文書開示決定処分及び公文書一部開示決定処分で行った公文書の特定は妥当であり、その他に北海道教育委員会と文部科学省の間におけるやりとりを記録した公文書を不存在としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

- (1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について
本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、別紙1の1の(1)、(2)及び(3)に掲げるとおりである。
- (2) 本件諮問事案における審議について
 - ア 北海道教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、別紙1の2の表に掲げるとおり、「特定した公文書名」欄に掲げる公文書を対象公文書として特定し、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、担当部局毎に同表「処分内容」欄に掲げるとおり公文書一部開示決定処分2件及び公文書開示決定処分1件を行った。
また、対象公文書が存在しない担当部局においては、条例第17条の規定に基づき公文書不存在処分2件を行った。
なお、本件は平成23年2月に開示請求がなされ、同年5月に異議申立てがあった諮問事案（諮問番号384）と同一人からの異議申立てに係る諮問事案であること、また、請求内容が一部重複していることから、当審査会は同時に2件を併行して審議を行った。
 - イ 異議申立人は、当該処分のうち公文書一部開示決定処分1件（平成23年8月9日付け教高第787号）以外の4件の処分（以下「本件処分」という。）に対し異議申立てを行い、本件処分に係る別紙1の2の表に掲げる「特定した公文書名」欄に掲げる公文書（以下「本件公文書」という。）の外にも本件開示請求に係る対象公文書が存在するとして、当該公文書の開示を求めている。
 - ウ 当審査会は、異議申立人に対し、本件異議申立ては別紙1の2の「処分内容」欄に掲げる処分のうち、平成23年8月8日付け教職第792号で行った公文書一部開示決定処分に係る開示文書の非開示部分の開示を求めるものか確認したところ、非開示部分の開示は求めている旨回答があったので、その回答を踏まえた上で、本処分を含む実施機関が行った5件の処分のうち異議申立ての対象となった本件処分の妥当性について判断することとする。
- (3) 本件処分の妥当性について
異議申立ての対象となった本件処分に係る公文書の特定の妥当性について検討する。
 - ア 平成23年8月8日付け教義第701号で行った公文書開示決定処分において特定された公文書
異議申立人は、やりとりした、北海道教育委員会の担当職員の所属課、職氏名、文部科学省の担当職員の所属課、職氏名を説明する文書を開示していないと主張する。
これに対し、実施機関は、異議申立人が主張する対象文書については存在していない旨主張する。
 - イ 平成23年8月8日付け教義第701-2号で行った公文書不存在処分
異議申立人は、公文書不存在処分のなかで「文部科学省と電話応答している」と記載があり、文部科学省とのやりとりが存在しているのにもかかわらず、やりとりをした、北海道教育委員会の担当職員の所属課、職氏名、文部科学省の担当職員の

所属課、職氏名を説明するものを開示していないと主張する。

これに対し、実施機関は、文部科学省とは電話応答しているものの、その内容について記録を作成していない旨主張する。

ウ 平成23年8月9日付け教高第788号で行った公文書不存在処分

異議申立人は、公文書不存在処分のなかで、別紙1の1の(2)の公文書は作成・取得していないためとの実施機関の説明に対し、「文部科学省が道教委に送付した文書一切を、作成・取得していないのは違法である。」と主張する。

これに対し、実施機関は、文部科学省から指導・調査を受けた事実がないため、平成23年8月9日付け教高第787号で行った公文書一部開示決定処分により開示した文書以外に、作成・取得した文書はないとした上で、異議申立人が主張する文部科学省からの依頼等の文書の存在については、同決定処分により開示した公文書は文部科学省からの報告依頼によるものではなく、情報提供する意図で行った旨主張する。

エ 平成23年8月8日付け教職第792号で行った公文書一部開示決定処分において特定された公文書

異議申立人は、やりとりした、北海道教育委員会の担当職員の所属課、職氏名、文部科学省の担当職員の所属課、職氏名を説明するものを開示していないと主張する。

これに対し、実施機関は、対象公文書として開示した文書に係る文部科学省とのやりとりについては、全て電子メールで行っており、それらの電子メールは当該文書を送付する旨の軽微な内容であり、職務を執行する過程において作成された事務処理上の補助的な文書であることから、公文書とはならず、既に削除している旨主張する。

(4) 当審査会として、審査した結果は次のとおりである。

ア 平成23年8月8日付け教義第701号で行った公文書開示決定処分において特定された公文書

開示を行った実施機関に対して、開示請求に対してどのような手続を経て対象公文書を特定したのか、また、通常、公文書についてどのような管理をしているかなどについて説明を求め、回答を得た。

その結果、異議申立人が主張する対象公文書については、存在していないとする実施機関の主張に特段不自然、不合理な点があるとは言えず、また、加えて、調査結果を検証するため、対象公文書の一部である別紙1の2の「平成22年5月11日付け事務連絡（資料の送付について）」を含むファイルの一部の提出を求め、見分を実施（以下「本件見分の実施」という。）したが、新たに開示すべき公文書は確認されなかった。

このことから、実施機関の主張を妥当と判断する。

イ 平成23年8月8日付け教義第701-2号で行った公文書不存在処分

文部科学省とは電話応答しているものの、その内容について記録を作成していないとの実施機関の主張に特段不自然、不合理な点があるとは言えず、また、本件見分の実施により他に対象公文書は存在しないことを確認したことから実施機関の主張を妥当と判断する。

ウ 平成23年8月9日付け教高第788号で行った公文書不存在処分

文部科学省から指導・調査を受けた事実がないため、平成23年8月9日付け教高第787号で行った公文書一部開示決定処分により開示した文書以外に、作成・取得した文書はないとする実施機関の主張に特段不自然、不合理な点があるとは言えず、実施機関の主張を妥当と判断する。

エ 平成23年8月8日付け教職第792号で行った公文書一部開示決定処分において特定された公文書

対象公文書として開示した文書に係る文部科学省とのやりとりについては電子メールで行っており、それらの電子メールは当該文書を送付する旨の軽微な内容であり、職務を執行する過程において作成された事務処理上の補助的な文書であることから、公文書とはならず、既に削除している旨実施機関は主張する。

条例第2条第2項では、公文書は「実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」と定義されており、電子メールは電話やFAX、伝言メモの代わりに使用する場合があることや、専ら各職員の判断で処理できる性質のものであること、電子メールの一部はプリンタから印刷された文書を組織的に管理している実態があることを総合的に判断すると、電子メールには公文書に該当するものと該当しないものがあると認められる。

このため、電子メールごとに内容から判断し特定等をする必要があるが、電子メールの取扱いが基本的には各職員の判断にゆだねられていることからすれば、各職員の判断により電子メールを廃棄し、現存していないということはやむを得ないものと考えるところである。このようなことから、本件においても、電子メールが現存しないとする実施機関の主張に特段不自然、不合理な点があるとは言えず、電子メールが現存することを窺わせるものも存在していない。

また、電子メール以外についても、実施機関の説明に特段不自然、不合理な点がないことから実施機関の主張を妥当と判断せざるを得ない。

(5) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成23年11月4日	○ 諮問書の受理（諮問番号393） ○ 実施機関から関係書類（(1)諮問文、(2)異議申立書及び異議申立補正書の写し、(3)公文書開示請求書の写し、(4)公文書開示決定通知書、公文書一部開示決定通知書及び公文書不存在通知書の写し、(5)異議申立ての概要、(6)理由説明書、(7)対象公文書の写し）の提出
平成23年11月11日	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成24年1月24日	○ 異議申立人から意見書を受理
平成24年2月3日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 異議申立人の意見陳述 ○ 審議
平成24年2月24日 （第二部会）	○ 審議
平成24年3月14日 （第二部会）	○ 審議
平成24年4月13日 （第二部会）	○ 審議
平成24年7月13日	○ 審議

(第二部会)	
平成24年8月10日 (第二部会)	○ 審議
平成24年9月18日 (第二部会)	○ 答申案骨子審議
平成24年10月16日 (第二部会)	○ 答申案骨子審議
平成24年10月30日 (第62回審査会)	○ 答申案審議
平成24年11月5日	○ 答申

1 本件諮問事案に係る開示請求の内容

- (1) 「平成22年1月1日から現在までにおける、北海道内の道立の高等学校、中等学校及び特別支援学校並びに市町村立の高等学校、中学校、小学校及び特別支援学校の卒業式・入学式での国旗・国歌の取り扱いに関する指導、調査、報告又は連絡を内容に含む。」に関し、①文部科学省が道教委に送付した文書一切②道教委が文部科学省に送付した文書一切③道教委が文部科学省と口頭、電話、FAX、その他の手段によってやりとりした内容を記録した一切の文書（手書きのメモ、覚書を含む）。なお、電子メールでのやりとりが存在するのであれば、当該メールをプリントしたもの。
- (2) 「平成21年1月1日から現在までにおける、平成21年8月20日に道立高校の公民科の教諭が北海道新聞の社説の一部を空白にした穴埋め問題を作成し、生徒に配付した件に関する指導、調査、報告又は連絡を内容に含む。」に関し、①文部科学省が道教委に送付した文書一切②道教委が文部科学省に送付した文書一切③道教委が文部科学省と口頭、電話、FAX、その他の手段によってやりとりした内容を記録した一切の文書（手書きのメモ、覚書を含む）。なお、電子メールでのやりとりが存在するのであれば、当該メールをプリントしたもの。
- (3) 「平成22年1月1日から現在までにおける、北海道内の道立の高等学校、中等学校及び特別支援学校並びに市町村立の高等学校、中学校、小学校及び特別支援学校の教職員に対する組合活動又は政治活動の実態に関する指導、調査、報告又は連絡を内容に含む。」に関し、①文部科学省が道教委に送付した文書一切②道教委が文部科学省に送付した文書一切③道教委が文部科学省と口頭、電話、FAX、その他の手段によってやりとりした内容を記録した一切の文書（手書きのメモ、覚書を含む）。なお、電子メールでのやりとりが存在するのであれば、当該メールをプリントしたもの。

2 開示請求に対する処分及び特定した公文書名

開示請求の内容	担当部局	処分内容	特定した公文書名	異議申立ての有無
(1)	学校教育局 義務教育課	平成23年8月8日付け教義第701号で行った公文書開示決定処分	平成22年5月11日付け事務連絡（資料の送付について）	有
(1)	学校教育局 義務教育課	平成23年8月8日付け教義第701-2号で行った公文書不存在処分		有
(2)	学校教育局 高校教育課	平成23年8月9日付け教高第788号で行った公文書不存在処分		有
(2)	学校教育局 高校教育課	平成23年8月9日付け教高第787号で行った公文書一部開示決定処分	道立高校の教諭が使用した教材について（平成21年9月12日付け）	無
(3)	総務政策局 教職員課	平成23年8月8日付け教職第792号で行った公文書一部開示決定処分	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員等の選挙運動の禁止等について（平成22年6月1日付け22文科初第439号） ・教職員等の選挙運動の禁止等について（平成23年2月18日付け22文科初第1542号） ・「教職員等の選挙運動の禁止等について」教育庁通達・通知の周知・指導状況について（報告）（平成23年5月27日付け教職第377号） ・教育行政事務打合せに係る復命書（復命日：平成23年4月7日、用務日：4月6日、寺脇教職員課サービス担当課長） ・文部科学省へ「教職員の服務規律等の実態に関する調査」の結果を踏まえた措置等に係るヒアリング及び指導を受けた旨の復命書及び文部科学省に提出した資料（関係通知文） ・教育行政事務打合せに係る復命書（復命日：平成22年8月9日、用務日8月6日、野崎主幹） ・教育行政事務打合せに係る復命書（復命日：平成23年3月14日、用務日3月9日、寺脇教職員課サービス担当課長） 	有

